令和４年 10 月作成

宇部市のまちなかにオフィスを開きませんか？

市外事業者や市内創業者によるオフィスの立地を支援します

まちなかオフィス立地促進補助金大幅拡充！最大 2,224 万円

補助金の種類	対象地区	対象企業		補助率等	上限額	期間
家賃支援補助金	中心市街地	市外事業者	一般企業	１／２	120 万円/年（10 万円/月）	３年間
			ＩＣＴ企業	２／３		
	重点地区		一般企業	１／２	240 万円/年（20 万円/月）	３年間
			ＩＣＴ企業	２／３		５年間
		市内創業者	一般企業	１／２	120 万円/年（10 万円/月）	３年間
			ＩＣＴ企業	２／３		
通信回線使用料補助金	中心市街地	市外事業者	ＩＣＴ企業	２／３	60 万円/年（5 万円/月）	３年間
	重点地区					５年間
		市内創業者				３年間
雇用奨励補助金	中心市街地	市外事業者	―	１年以上常用雇用者１人につき 20 万円	100 万円	１回
	重点地区				200 万円	
施設整備補助金	中心市街地	市外事業者	一般企業	１／２ ※オフィス賃借床面積１㎡あたり５万円まで	125 万円	開設から１年間１回のみ
			ＩＣＴ企業		250 万円	
	重点地区		一般企業			
			ＩＣＴ企業		500 万円	
出張旅費補助金	中心市街地 重点地区	市外事業者	―	開設後１年間、４回まで出張に係る交通費を補助 上限額３万円/人　１回２人まで		

市外事業者…法人の所在地が市外にあり、本市にオフィスを有しておらず、既に法人として一年以上の活動実績がある者

市内創業者…本市に住所がある個人で、宇部市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業修了者のうち、開業日又は会社設立日から 90 日以内にオフィスを開設する者

補助対象者：以下の要件のすべてを満たす者

- □中心市街地にある物件を賃借してオフィスを開設すること。
- □オフィスの常用従業員数のうち、1 名は本市に住所がある者を開設日前後 90 日以内に新規雇用すること。
- □風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に定める業種又は倉庫、工場若しくは物販のみとしての活用、不特定多数の個人を相手に主にオフィスでサービスを提供する事業(飲食業、接客業等)、公序良俗に反する事業若しくは宗教的施設として活用する事業でないこと。
- □宇部市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- □市税の滞納がないこと。

中心市街地及び重点地区の範囲

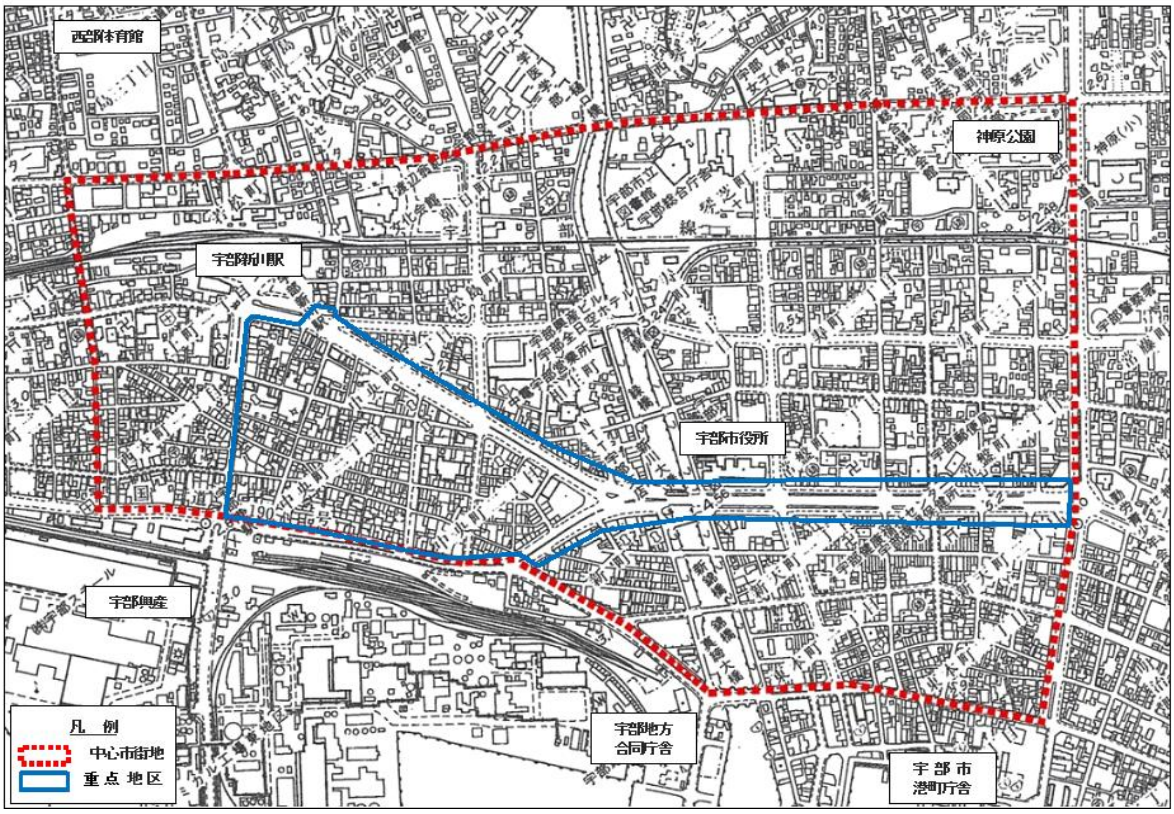

補助金交付までの手続きの流れ

①指定申請書（様式第１号）
　事業計画書（様式第２号）　の提出

オフィス開設後 90 日以内に提出してください。

指定申請書・事業計画書 →

← 補助対象事業者指定通知書

②交付申請書（様式第 4. 6. 8 号）
　実績報告書（様式第 5. 7. 9 号）の提出

交付申請書・実績報告書 →

← 補助金交付決定通知書

③交付請求書（様式第 11 号）　の提出

交付請求書 →

← 補助金交付

宇部市　産業経済部　企業立地推進課

【お問い合わせ先】 宇部市　産業経済部　企業立地推進課

〒755－8601　山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：(0836)34-8361／Fax：(0836)22-6013／E-mail：kigyo@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市公式ホームページにて、補助金の詳細や交付要綱・申請書等のダウンロードができます。

宇部市 まちなかオフィス